

第3章 雇用調整助成金の受給事業所と非受給事業所の比較

第2章では、今回のアンケート調査結果を調査票の流れに沿ってその概要をみてきた。それを通じて、わが国においてリーマン・ショック後、そして東日本大震災後の不況の中で、企業がどこまで事業活動の低下の影響を受け、どの程度雇用調整を実施したか、その全体像はある程度概観できたと思われる。

そこで本章では、今回のアンケート調査の本来の目的である雇用調整助成金の機能、効果の実態に焦点を絞って、以上みてきたいくつかの基本的なデータについて、雇用調整助成金を受給した事業所と受給していない事業所の別に集計を行い、両者の比較を行ってみたい。こうした比較を通じて、雇用調整助成金を受給している事業所はどのような事業所なのか、そして、雇用調整の実施に当たって雇用調整助成金がどう活用され、その後、事業所の生産や雇用の増減・回復には、どのような差が見られるか、等々について整理したい。ただし、受給事業所と非受給事業所との比較分析は、この調査研究の主要課題であり、詳細は今後行っていくこととし、ここでは、受給・非受給の事業所別の単純な集計と比較にとどめておきたい。

以下の受給・非受給の事業所の区分は、第1章で述べたように、厚生労働省から提供を受けた業務データをベースとした区分を用いる。また、ここでは、2008年12月から2013年3月まで（52ヶ月）のいずれかの期間、雇用調整助成金を受給した事業所を「受給事業所」ないし「雇調金受給経験あり」の事業所とし、当該期間に受給実績のない事業所を「非受給事業所」ないし「雇調金受給経験なし」の事業所として、以下、集計結果を示すこととしたい。

そこで、まず第1節では、業務データに基づき、受給事業所における雇用調整助成金の受給状況とその特徴を概観し、その上で受給・非受給の事業所別に今回の調査結果をみていくこととしたい。

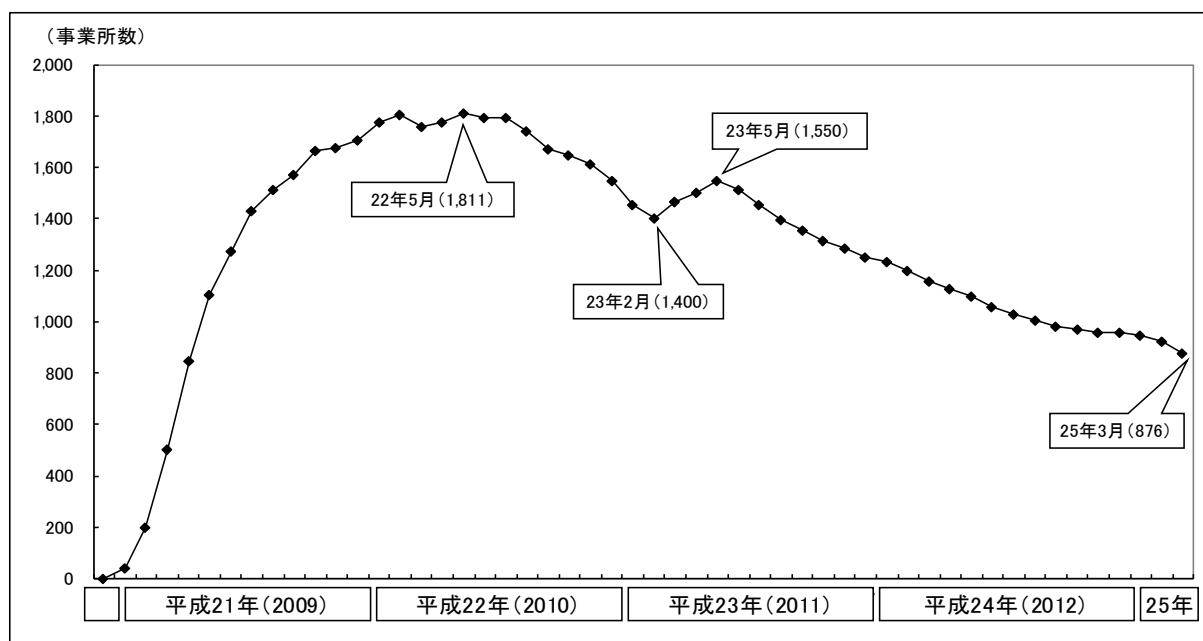
第1節 雇用調整助成金を受給した事業所の受給期間、時系列推移、受給率と事業活動水準別の受給状況 —業務データとのマッチングデータから—

(1) 受給事業所数の推移

まず受給事業所数のトレンドをみると、平成21年9月頃にかけて急増した後、同22年9月頃にかけて高水準が続き、その後、緩やかに逡減したが、同23年前半にかけて再び小さく増加し、その後、再び緩やかに逡減して現在に至っている。こうした事業所数の動きは、厚生労働省が別途公表している数値（全国の集計データ）の動きとほぼ同様の動きとなっている（図表3-1-1）³⁸。

³⁸ ここでは、アンケート調査回答事業所のうちで雇用調整助成金を受給した事業所の状況をみているが、結果的には、当該期間における受給事業所全体から無作為に抽出した事業所の状況をみていることとなっている。したがって、ある確率的誤差を伴いながら、受給事業所全体の動向を総じて反映していると考えられる。ただし、受給・非受給が層化抽出であるので、以下でみる全事業所に占める受給事業所の割合である受給率に関してはこの限りでなく、その絶対水準は非常に高めに出ていることには留意が必要である。（第1章の脚注2参照）

図表3-1-1 雇用調整助成金の受給事業所数の時系列推移

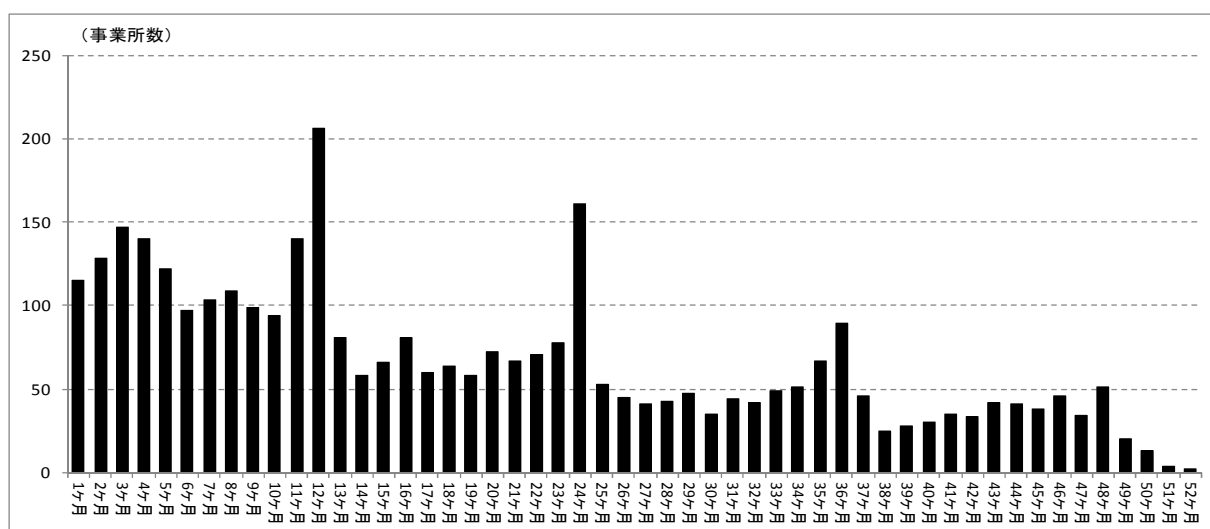


(注) データ期間は平成20年12月～25年3月。受給事業所かどうかは、業務データ・ベース。

(2) 累積受給月数別事業所数の分布

次に、受給月数（累計）別に事業所数をみると、累計12ヶ月、同24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月のところ、事業所数がいわば塊として大きく集中していることがわかる。その上で、累積受給月数別の事業所数は12ヶ月単位に区切ってみると、最初の12ヶ月から12ヶ月ごとに徐々に事業所数が減っている傾向がみとれる（図表3-1-2）。

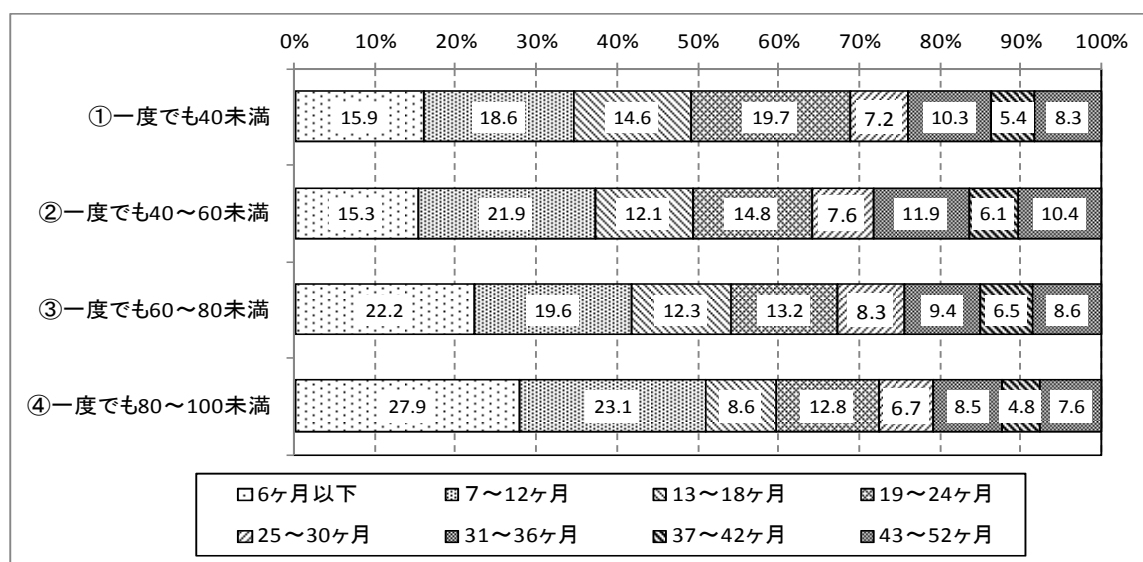
図表3-1-2 雇用調整助成金の受給事業所の受給期間（累積）別事業所数



(注) 調査への有効回答事業所のうち、事業所設立日が平成19年(2007年)以前であり、業務データ上平成20～24年度に雇用調整助成金を受給したと確認でき、かつ、受給月等のデータが利用可能な3,511所について集計した。

また、平成20年12月から同25年3月までの52ヶ月の間における雇用調整助成金の累積受給月数をみると、12ヶ月以下の割合でみて「一度でも40未満」が34.5%、「一度でも40～60未満」が37.2%、「一度でも60～80未満」が41.8%、「一度でも80～100未満」が51.0%と、もっとも落ち込んだときの落ち込みの程度が小さかった事業所ほど12ヶ月以下の受給期間で終了している割合が高くなっている。1年超や2年超の割合をみてもほぼ同様の傾向を見て取ることができるが、その中で、「一度でも40未満」と「一度でも40～60未満」との間のみ逆転しているのが目に付く。例えば、2年超の割合をみると、それぞれ31.2%、35.9%と大きな差とはいえないものの、後者の方が受給期間の長い事業所が多くなっている⁴⁰（図表3-1-4）。

図表3-1-4 受給事業所の累積受給月数階級別構成比（事業活動水準別）



- (注) 1. 設立日が平成19年(2007年)以前の事業所について集計。
 2. ②の集計では①の事業所を除いている。③の集計は①と②の事業所を除いている。④の集計は①～③の事業所を除いている。

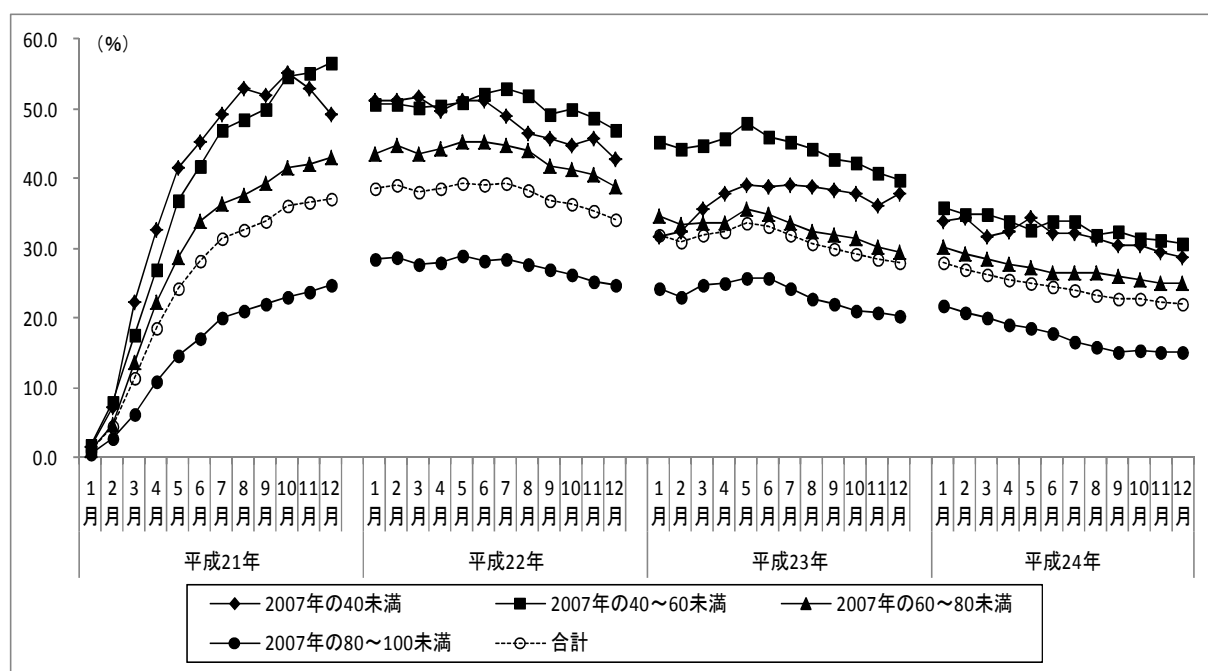
(4) 年々の事業活動水準別の比較

次に、受給事業所数を事業所総数（受給・非受給にかかわらず事業所総数）で除して、いわゆる受給率を算出してみた（図表3-1-5の脚注3参照）⁴¹。あくまで回答事業所の中ではあるが、それぞれの月においてそのうちの何パーセントが雇用調整助成金受給していたかを示す数値である。ここでは、事業活動水準の区分は、それぞれの年における事業活

⁴⁰ 詳細な検討は今後の課題としたいが、「一度でも40未満」のようにあまりに大きな落ち込みがあったときは、休業による雇用調整以外のより厳しい方法がより多く採られたのではないかと仮説が考えられる。一方で、「一度でも40～60未満」の事業所について、リーマン・ショックおよび東日本大震災の2重の影響を受けたところが相対的に多かった可能性など、他の仮説も考えられる。

⁴¹ 前述（脚注38）のとおり、この受給率の絶対水準には統計的な意味はなく、事業活動水準別の相互比較や時系列の推移に注目されたい。

図表3-1-5 受給率の時系列推移（事業活動水準別）



- (注) 1. 設立が平成19年(2007年)以前である事業所を対象として集計した。
 2. グラフは、平成21～24年の各年について、各事業所のその年の活動水準指数(平成19年=100)の区分に組み替えて集計したものである。
 3. 受給率は、年間を通じてそれぞれの活動水準別に区分した事業所総数に対する、当月の受給事業所の比率である。

動水準(指数/平成19年=100)により事業所を区分けしている(図表3-1-5)⁴²。

この受給率をみると、平成21年中は、事業活動指数が40未満と40～60未満のグループが、同年の前半から急速に上昇し、年末には6割近くに達した。一方、事業活動指数がそれよりは小さな低下にとどまった事業所でも、水準は相対的に低く、上昇のテンポも緩やかであるが、年間を通じて受給率は上昇を続けた。同22年に入っても、「40～60未満」や「60～80未満」では年前半にやや逡増傾向がみられた後、各グループとも年後半には緩やかな減少傾向に転じたが、総じて年間を通じて受給率は高い水準で推移した。同23年に入ると、前半にかけて、東日本大震災の影響とみられるが、受給率はいずれのグループでも再び上昇した。特に事業活動指数が40未満の事業所では、上昇幅が大きかった。その後、同年年央以降、事業活動指数が40未満の事業所では高止まりが続いたが、他のグループでは再び緩やかな減少に向かい、平成24年末にかけて受給率は、40未満の事業所も含めて、総じて低下傾向で推移している⁴³。

⁴² ここでは、各年の事業活動水準指数で、年ごとに事業活動指数別の事業所のグループ分けを行ったことから、各暦年の間(前年の12月と当年の1月)の間は、事業所のグループが接続していなため、グラフも接続させて描かなかった。

⁴³ 図表3-1-5において、平成24年12月時点の受給率は、事業活動指数が「40未満」が28.6%、「40～60未満」が30.5%、「60～80未満」が24.9%、「80～100未満」が15.0%となっている。

なお、ここでも「40未満」の事業所と「40～60未満」の事業所とで、受給率が後者の方が高いという「逆転現象」がみとられる。

第2節 事業活動の状況

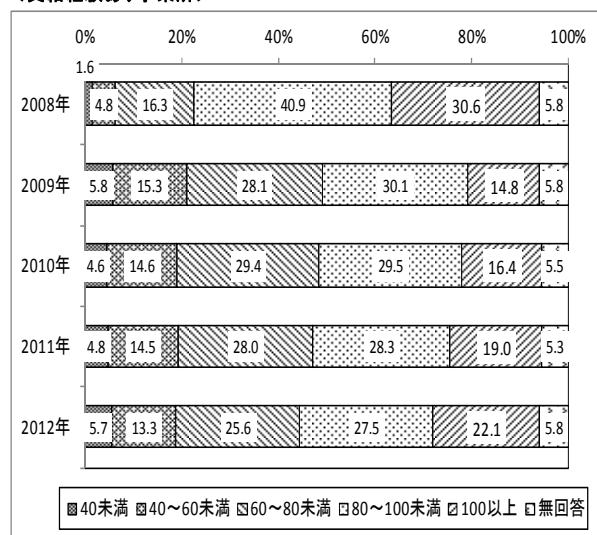
以上の雇用調整助成金受給状況の推移を踏まえ、今回の調査結果に戻って、業務データをベースとした受給・非受給事業所別の単純な集計結果をみていくこととしたい⁴⁴。この節では、事業活動の変動を中心として、非受給事業所と対比した受給事業所における特徴をみていく。

(1) 事業活動の縮小

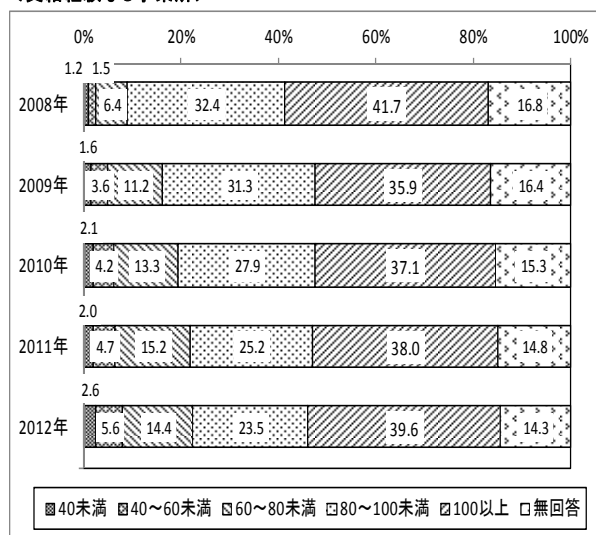
雇用調整助成金受給・非受給の事業所別に事業活動水準（指数：2007年＝100）の推移を比較すると、当然のことながら、受給事業所の方で活動水準の低い事業所の割合が高くなっている。例えば、2009年をとってみると、80未満の事業所の割合は非受給事業所では16.4%であるのに対して受給事業所では49.2%、およそ半数に達している、などである（図表3-2-1）。また、事業活動水準を示す指数の平均値をとってみると、非受給事業所の落ち込みは小さく、2011年には平均で100に戻しているのに対して、受給事業所では、2008年には10%程度、2009年には15%程度、前年比での落ち込みがあり、その後も平均として回復は緩やかなものにとどまっていることが窺われる（図表3-2-2）。

図表3-2-1 事業活動水準（指数：2007年＝100）の推移
（雇用調整助成金の受給経験の有無別）

<受給経験あり事業所>

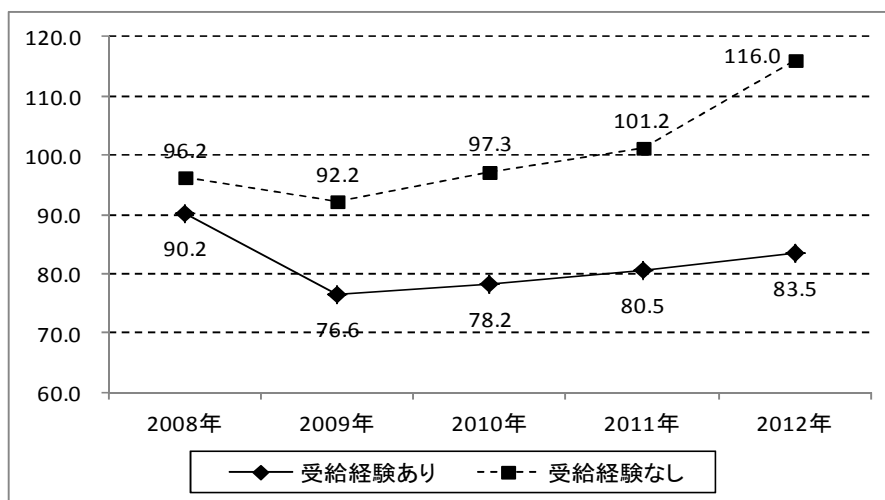


<受給経験なし事業所>



⁴⁴ 念のため確認しておくとして、ここでの「受給事業所」とは2008年12月～2013年3月の間に雇用調整助成金の支給を受けたことのある事業所であり、受給した期間は特定していないことには留意が必要である。したがって、受給事業所であっても特定の、例えば2009年に雇用調整助成金を受給していたとは限らない。その時点で現に受給していた事業所を取り出しての分析は、今後の課題としておきたい。

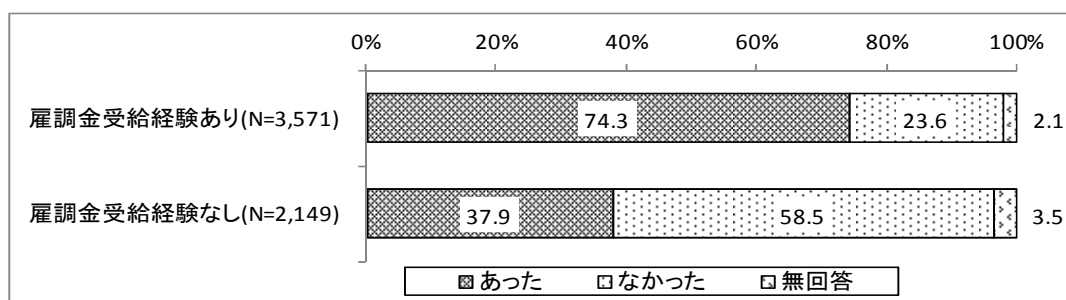
図表 3-2-2 事業活動水準指数（2009年＝100）の平均値の推移
（雇用調整助成金の受給経験の有無別）



（2）事業活動の急激な低下

次に、リーマン・ショックおよび東日本大震災の2度の経済変動において、事業活動の急激な低下のあった事業所割合は、雇用調整助成金の受給事業所と非受給事業所でどう違うかみてみた⁴⁵（図表3-2-3、図表3-2-4）。受給事業所では、リーマン・ショック後では7割を超える事業所が、また東日本大震災後では5割弱の事業所が「急激な低下があった」と答えており、非受給事業所（「急激な低下があった」とする事業所は、いずれの時期も4割弱）よりも割合が高くなっている。当然ではあるが、生産活動の急激な低下があった事業所の方が、より多く雇用調整助成金を受給している⁴⁶。

図表 3-2-3 リーマン・ショック後の事業活動の急激な低下の有無
（雇用調整助成金の受給経験の有無別）

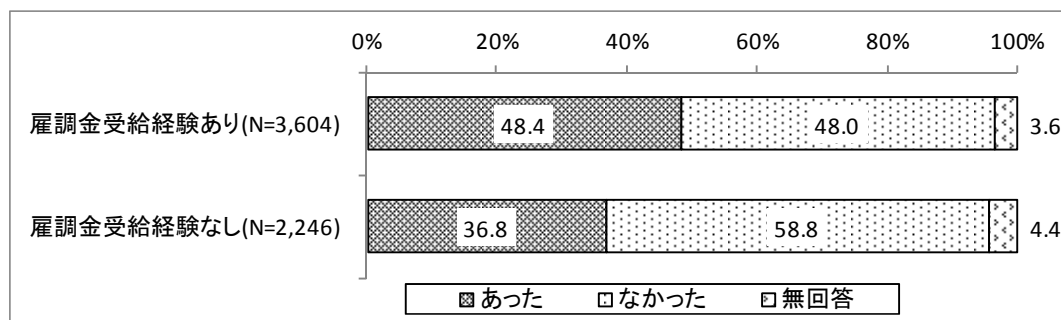


（注）設立が2008年（平成20年）8月以前の事業所について集計した。

⁴⁵ より厳密には、リーマン・ショック後、東日本大震災後それぞれの時期に雇用調整助成金を受給した事業所に限って分析する必要があるが、ここではおおまかな傾向を示すことを意図しており、今後の課題にしたい。

⁴⁶ 「急激な低下」かどうかの判断は、各回答事業所に委ねていることに留意されたい。ここでは、急激な低下があったとする事業所の方で、雇用調整助成金を活用した割合が高かったことに注目している。

図表 3-2-4 東日本大震災後の事業活動の急激な低下の有無
(雇用調整助成金の受給経験の有無別)



(注) 設立が平成 23 年(2011 年)2 月以前の事業所について集計した。

(3) 事業活動の低下の強さと速度

雇用調整助成金の受給の有無別に、リーマン・ショック後に事業活動が最も低くなった時期とその水準(図表 3-2-5)、東日本大震災後に事業活動がもっとも低くなった時期とその水準(図表 3-2-6)をみてみよう。

事業活動水準が最も低下した時期をみると、リーマン・ショック後の場合、受給事業所、非受給事業所ともに年明けの 2009 年 1 月・2 月がもっとも事業活動が低下したとするところが 10%を超え多くなるが、非受給事業所では 3 月には 10%を切るのに対して、受給事業所では同年 5 月頃まで 10%を上回っている。非受給事業所に比べ受給事業所は、ややタイムラグを伴って大きな影響が出たこと、厳しい影響を受けた期間も相対的により長かったことが窺われる。一方、東日本大震災後については、事業活動がもっとも低下した時期の分布には総じて大きな違いはみられてない⁴⁷。

また、もっとも落ち込んだ時の事業活動水準をみると、既にみてきたようにリーマン・ショック後の方が事業活動に与えた影響はより大きく、リーマン・ショック後と東日本大震災後とでは、前者の時期の方が相対的に落ち込みの大きい事業所の割合が高いといった違いがみられる。しかし、それを別とすれば、両時期とも非受給事業所に比べて受給事業所では、より多くの事業所が事業活動指数「50 以下」(リーマン・ショック後は 29.4%に対して 56.3%、東日本大震災後では 25.5%に対して 37.0%)となるなど、より大幅に低下している。

⁴⁷ とはいえ、非受給事業所に比べ受給事業所の方が、もっとも事業活動が低下した時期がやや後にきている傾向がわずかながらみられる。

図表3-2-5 リーマン・ショック後、事業活動水準がもっとも低くなった時期とその時の水準（雇用調整助成金の受給経験の有無別）

①事業活動水準がもっとも低くなった時期 (%)													
	合計	2008年 9月	10月	11月	12月	2009年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
雇用調整助成金受給経験あり(2,512)	100.0	1.7	2.8	3.1	6.4	12.7	13.7	10.4	12.4	15.0	6.8	5.0	10.0
雇用調整助成金受給経験なし(725)	100.0	5.2	3.7	8.0	7.9	13.9	17.7	5.5	8.8	9.2	6.5	3.4	10.1

②その時の事業活動水準 (%)										
	合計	50以下	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101~110	111~120	121以上
雇用調整助成金受給経験あり(2,286)	100.0	56.3	13.2	12.8	9.8	5.7	1.8	0.1	0.0	0.1
雇用調整助成金受給経験なし(650)	100.0	29.4	12.8	16.2	16.8	14.3	9.5	0.9	0.0	0.2

(注) 設力が①については平成20年(2008年)8月、②については平成19年以前で、かつ、「リーマン・ショック後に事業活動に急激な低下があった」と答えた事業所を集計した。割合は、無回答を除いて算出した。10%以上の値を示している月に網掛けを施した。

図表3-2-6 東日本大震災後、事業活動水準がもっとも低くなった時期とその時の水準（雇用調整助成金の受給経験の有無別）

①事業活動水準がもっとも低くなった時期 (%)													
	合計	2011年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2012年 1月	2月
雇用調整助成金受給経験あり(1,667)	100.0	10.6	22.3	20.6	8.7	6.4	7.2	4.3	3.1	2.5	2.9	7.0	4.4
雇用調整助成金受給経験なし(777)	100.0	18.4	17.8	13.6	8.9	5.1	10.7	4.4	3.7	1.9	3.0	5.1	7.3

②その時の事業活動水準 (%)										
	合計	50以下	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101~110	111~120	121以上
雇用調整助成金受給経験あり(1,564)	100.0	37.0	14.2	16.2	15.0	11.4	4.3	0.8	0.4	0.8
雇用調整助成金受給経験なし(711)	100.0	25.5	11.0	14.8	19.0	15.6	12.4	0.7	1.0	0.1

(注) 設力が①については平成23年(2011年)2月、②については平成22年以前で、かつ、「東日本大震災後に事業活動に急激な低下があった」と答えた事業所を集計した。割合は、無回答を除いて算出した。10%以上の値を示している月に網掛けを施した。

(4) 事業活動の低下の背景

リーマン・ショック以後の4～5年間における事業活動の変化に最も大きな影響を与えた要因を、雇用調整助成金の受給の有無別に集計し直してみると、受給事業所と非受給事業所では回答の構造に違いがみられる(図表3-2-7)。まず最も割合が高い要因について、受給事業所ではリーマン・ショックの影響が40.1%を占めて最も多く、非受給事業所(22.7%)よりもかなり高くなっている。一方、非受給事業所では、「東日本大震災の影響」(26.1%)が最も高くなっている(受給事業所では16.8%で第二順位)。また、「業界全体の動向」については、受給事業所が15.2%、非受給事業所が20.8%で、非受給事業所でやや高い。「取引先の海外シフト」は、受給事業所が11.8%、非受給事業所が3.6%とかなり格差がある。

図表 3-2-7 リーマン・ショック以降の事業活動水準の変化に最も大きな影響を与えた要因
(雇用調整助成金の受給経験の有無別)

(%)

	合計	a.リーマン・ ショックの影 響	b.東日本大 震災の影響	c.円相場変 動の影響	d.取引先の 海外シフト	e.業界全体 の動向	f.業界内での 相対的な競 争力ポジシ ョン	g.その他
雇用調整助成金受給経験あり(2,668)	100.0	40.1	16.8	6.6	11.8	15.2	2.6	6.9
雇用調整助成金受給経験なし(912)	100.0	22.7	26.1	8.3	3.6	20.8	6.3	12.2

(注) リーマン・ショック後もしくは東日本大震災後に、事業活動の急激な低下が「あった」と答えた事業所、又は問 3-3 で、問 3-2 以外で事業活動水準がもっとも低かったとして、その時期を答えた事業所について集計した。割合は「無回答」を除いて計算した。割合が最も高い項目に網掛けを施した。

図表 3-2-8 は、雇用調整を実施するに至った事業活動の縮小の原因（複数回答）を受給事業所、非受給事業所の別にみたものであるが、ここにおいても受給事業所では「リーマン・ショックなどの影響」が 60.8%と非受給事業所（35.8%）よりかなり高く、また「主要な取引先企業の経営不振」（47.3%）も非受給事業所（38.1%）より高くなっている。「東日本大震災の直接・間接の影響」は両者で大きな差はない。「主要な取引先企業の海外生産シフト」は、受給事業所（18.5%）の方が非受給事業所（8.3%）よりかなり高くなっている。一方、「中長期的な原因による事業活動の縮小」は、逆に非受給事業所（26.9%）の方が受給事業所（18.5%）より高くなっている。

みられるように、雇用調整助成金の受給事業所の場合、非受給事業所とは経営・事業環境が異なる状況が窺える。そして、その内容は景気の影響を直接受けての雇用調整という面もあれば、他企業との経営関係の中で連鎖的に事業活動が縮小し、雇用調整を余儀なくされた場合、さらには事業所（ないし当該業界）自体の構造的要因が原因となっている場合もあることがみて取れる。こうした原因の違いをきちんと把握する必要があると考える。

図表 3-2-8 雇用調整を実施するに至った事業活動の縮小の原因
(雇用調整助成金の受給経験の有無別、複数回答)

(%)

	影 響 ヨ リ マ ク ン な ど の	響 直 東 接 日 ・ 本 間 大 接 震 の 災 影 の	の 東 円 日 高 本 大 影 震 響 災 後	の に 中 縮 よ 長 期 的 事 業 な 活 動 因	業 主 の 要 経 な 営 取 不 引 振 先 企	国 の 内 一 社 事 環 の 業 と 海 の し 外 再 展 編 の 開	フ 業 主 ト の 要 海 な 外 取 生 引 産 先 シ 企	そ の 他	分 か ら な い
雇用調整助成金受給経験あり(2,778)	60.8	28.8	11.5	18.5	47.3	1.6	18.5	5.9	1.5
雇用調整助成金受給経験なし(349)	35.8	24.1	8.9	26.9	38.1	2.6	8.3	13.8	4.6

(注) 平成 20 年（2008 年）～同 25 年（2013 年）に少なくともいずれかの年に「雇用調整を実施した」と回答した事業所について集計。複数回答のため、合計は 100 にならない。割合は、「無回答」を除いて計算した。なお、割合が 30%以上を示している区分に網掛けを施した。

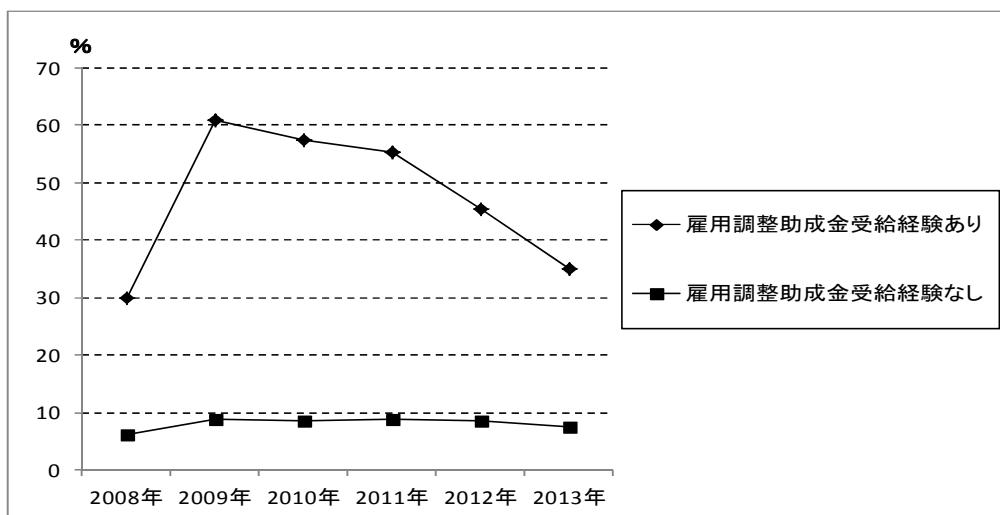
第3節 余剰労働力の調整方法（従業員の削減と労働時間の削減の割合）

ここでは、雇用調整の実施状況を簡単にみた後で、調査の問6の結果から、リーマン・ショック後および東日本大震災後において、余剰人員が生じた場合の従業員数と労働時間数の減少（削減）の大きさを受給・非受給の事業所別に比較してみたい。

（1）雇用調整実施割合

まず、従業員数や労働時間の削減を含む雇用調整の実施状況を簡単にみておこう。雇用調整助成金の受給を受けて一時休業等を実施すること自体が雇用調整に当たることから、当然ではあるが、2008年以降受給事業所では多くの企業で雇用調整が実施されている一方、非受給事業所ではおおよそ10%弱の事業所が雇用調整を実施しているにとどまっている（図表3-3-1）。

図表3-3-1 雇用調整実施割合（雇用調整助成金の受給経験の有無別）



（注）実施割合は、「無回答」を除いて計算した。

（2）リーマン・ショック後の従業員と労働時間の減少（削減）状況

リーマン・ショック後に余剰人員が発生した事業所において、従業員数および労働時間をどの程度減少させたかをみると⁴⁸、まず、従業員数については、「減らさなかった」とする事業所の割合は、非受給事業所で78.9%に対して受給事業所では52.7%と受給事業所の方がかなり多くなっている。また、減少の大きさも、受給事業所では25～50%未満が10.5%、10～25%未満が13.9%とそれぞれ二桁となるなど、相対的に減少幅の大きかったところが多くなっている。次に、労働時間数についてみると、「減らさなかった」とする事業所の割合（受給事業所：33.4%／非受給事業所：80.4%）は、従業員数の場合以上に乖離が大きくなっていると同時に、減少幅も大きなどころがさらに多くなっている（図表3-3-2）。

⁴⁸ 労働時間については、調査票上で「月間労働時間は従業員1人当たり何パーセントくらい減少しましたか」と質問されている。これに沿って回答されているとすれば、所定外労働時間（残業時間）の削減分なども含まれていると考えられる。

図表 3-3-2 リーマン・ショック後における従業員数・労働時間の減少割合
(雇用調整助成金の受給経験の有無別)

①従業員数 (％)							
	合計	50%以上	25～50% 未満	10～25% 未満	5～10% 未満	0～5% 未満	減らさな かった
雇用調整助成金受給経験あり(2,675)	100.0	5.5	10.5	13.9	8.4	9.1	52.7
雇用調整助成金受給経験なし(1,088)	100.0	2.3	4.5	6.5	3.5	4.3	78.9

②労働時間数 (％)							
	合計	50%以上	25～50% 未満	10～25% 未満	5～10% 未満	0～5% 未満	減らさな かった
雇用調整助成金受給経験あり(2,688)	100.0	8.4	19.1	22.4	10.9	5.8	33.4
雇用調整助成金受給経験なし(1,102)	100.0	1.5	4.1	6.2	4.5	3.3	80.4

(注) 設立が平成 20 年 (2008 年) 8 月以前の事業所について集計した。割合は、「無回答」を除いて計算した。「減らさなかった」以外の区分で 10%以上のものについては、網掛けを施した。

(3) 東日本大震災後の従業員と労働時間の減少(削減)状況

東日本大震災後についてみても、ほぼ同様の傾向がみられるものの、受給・非受給の事業所の間における違いの程度は、相対的に小さくなっている。例えば、従業員数では、「減らさなかった」の割合は、受給事業所が 69.5%、非受給事業所が 83.1%と両者の乖離幅は 13.6%ポイントとリーマン・ショック後の場合(26.2%ポイント)よりもかなり小さくなっている。また、従業員数の減少幅についても、一部を除きそれほど大きな乖離は総じてみられないといえる。また、労働時間数でも同様の動きがみられている(図表 3-3-3)。

図表 3-3-3 東日本大震災後における従業員数・労働時間の減少割合
(雇用調整助成金の受給経験の有無別)

①従業員数 (％)							
	合計	50%以上	25～50% 未満	10～25% 未満	5～10% 未満	0～5% 未満	減らさな かった
雇用調整助成金受給経験あり(2,692)	100.0	2.7	4.9	7.4	5.9	9.6	69.5
雇用調整助成金受給経験なし(1,145)	100.0	2.0	2.4	5.2	3.1	4.1	83.1

②労働時間数 (％)							
	合計	50%以上	25～50% 未満	10～25% 未満	5～10% 未満	0～5% 未満	減らさな かった
雇用調整助成金受給経験あり(2,702)	100.0	5.3	10.0	14.4	10.3	7.9	52.1
雇用調整助成金受給経験なし(1,164)	100.0	1.0	3.1	5.4	3.5	4.2	82.7

(注) 設立が平成 23 年 (2011 年) 2 月以前の事業所について集計した。割合は、「無回答」を除いて計算した。「減らさなかった」以外の区分で 10%以上のものについては、網掛けを施した。

（４）従業員数減少と労働時間減少とのクロス集計結果

余剰労働力が生じたときに、従業員数で調整するのか労働時間で調整するのが問題となる。したがって、それぞれを別々にみるだけでなく両者をクロスしてみる必要がある。

まず、リーマン・ショック後についての集計結果を示す（図表３－３－４）。受給事業所（図表の①）と非受給事業所（同②）の結果を比較しつつみると⁴⁹、従業員数、労働時間数いずれも減らさなかったとする事業所は、受給事業所が 25.1%、非受給事業所が 72.5%と、後者の割合が前者のその3倍程度となっている。これらの事業所は、実際のところ、この時期においては特段の調整を必要とするほどの余剰労働力は発生していなかったといえることができる。

表では、従業員数の減少率と労働時間の減少率とが同じカテゴリーの幅に属する、表の対角線に並んだセルに網掛を施している。それよりも下側のセルは従業員数の減少率より労働時間の減少率が大きい事業所の割合を示し、上側のセルは従業員数の減少率より労働時間の減少率が小さい事業所の割合を示している。受給事業所では下側のセルの合計が 40.7%であるのに対して、上側のそれは 17.0%となっており、労働時間削減により重点を置いた事業所の方が2倍以上多くなっている。一方、非受給事業所について同様に計算すると、労働時間削減重点事業所が 8.9%であるのに対して、従業員数削減重点事業所が 11.9%とそれほど大きな差ではないものの、後者の方が多くなっている。事業活動が縮小したとき、従業員数（雇用数）の削減よりも当面労働時間の削減による雇用調整を支援するという雇用調整助成金の本旨が活かされたことが窺われる。

東日本大震災後についても、詳論は割愛するが、受給事業所では労働時間削減重点事業所が 32.6%、従業員数削減重点事業所が 11.9%となっているのに対して、非受給事業所ではそれぞれ 8.6%、9.6%となっており、同様の動きがみられている（図表３－３－５）。

⁴⁹ 従業員数及び労働時間数のいずれにも回答のあった事業所を対象として集計しているため、合計欄の数値が図表 3-3-2 とは合致しない部分があることに留意されたい。

図表3-3-4 リーマン・ショック後における従業員数・労働時間の減少割合クロス集計
(雇用調整助成金の受給経験の有無別)

①受給事業所 (N=2,610)		労働時間減少割合						(%)
		50%以上	25~50% 未満	10~25% 未満	5~10% 未満	5%未満	減らさな かった	計
従業員減少 割合	50%以上	2.8	1.0	0.7	0.2	0.1	0.5	5.4
	25~50%未満	0.8	4.9	2.4	0.7	0.3	1.5	10.6
	10~25%未満	0.8	2.7	5.8	1.9	0.6	2.3	14.1
	5~10%未満	0.4	1.5	2.1	2.1	1.0	1.4	8.4
	0~5%未満	0.6	1.3	1.9	1.3	1.6	2.5	9.3
	なし	2.7	7.7	9.7	4.8	2.3	25.1	52.3
	計	8.2	19.1	22.5	11.0	5.9	33.3	100.0

②非受給事業所 (N=1,060)		労働時間減少割合						(%)
		50%以上	25~50% 未満	10~25% 未満	5~10% 未満	5%未満	減らさな かった	計
従業員減少 割合	50%以上	0.5	0.1	0.6	0.0	0.0	0.9	2.1
	25~50%未満	0.4	1.7	0.8	0.2	0.1	1.5	4.6
	10~25%未満	0.1	0.6	2.5	1.3	0.2	2.1	6.7
	5~10%未満	0.1	0.2	0.5	0.9	0.7	1.2	3.6
	0~5%未満	0.1	0.3	0.2	0.2	1.2	2.3	4.2
	なし	0.4	1.3	1.7	1.8	1.1	72.5	78.8
	計	1.5	4.2	6.1	4.4	3.3	80.5	100.0

(注) 設立が平成20年(2008年)8月以前の事業所について集計した。割合は、「無回答」を除いて計算した。

図表3-3-5 東日本大震災後における従業員数・労働時間の減少割合クロス集計
(雇用調整助成金の受給経験の有無別)

①受給事業所 (N=2,621)		労働時間減少割合						(%)
		50%以上	25~50% 未満	10~25% 未満	5~10% 未満	5%未満	減らさな かった	計
従業員減少 割合	50%以上	1.5	0.5	0.2	0.1	0.0	0.3	2.6
	25~50%未満	0.5	1.9	0.9	0.3	0.2	1.1	5.0
	10~25%未満	0.3	1.2	2.9	1.1	0.3	1.6	7.5
	5~10%未満	0.3	0.5	0.8	2.3	0.8	1.3	5.9
	0~5%未満	0.3	0.9	1.8	1.2	2.3	3.1	9.7
	なし	2.1	5.1	7.7	5.4	4.5	44.6	69.3
	計	5.1	10.1	14.4	10.4	8.1	52.0	100.0

②非受給事業所 (N=1,119)		労働時間減少割合						(%)
		50%以上	25~50% 未満	10~25% 未満	5~10% 未満	5%未満	減らさな かった	計
従業員減少 割合	50%以上	0.9	0.2	0.2	0.0	0.0	0.8	2.1
	25~50%未満	0.0	1.1	0.5	0.2	0.1	0.6	2.5
	10~25%未満	0.1	0.4	1.7	0.4	0.4	2.2	5.3
	5~10%未満	0.0	0.2	0.4	0.8	0.6	1.1	3.1
	0~5%未満	0.0	0.1	0.4	0.5	1.1	2.1	4.2
	なし	0.1	1.1	2.1	1.5	1.8	76.3	82.8
	計	1.1	2.9	5.3	3.5	4.0	83.2	100.0

(注) 設立が平成23年(2011年)2月以前の事業所について集計した。割合は、「無回答」を除いて計算した。

（５）雇用調整の実施目的

雇用調整の実施目的を受給事業所、非受給事業所の別にみると、受給事業所は事業回復ないしその見通しがつくまで調整したとする割合が非受給事業所よりかなり高い。一方、「中長期的な課題改善の一環」として実施したとする割合は、非受給事業所が 26.2%であるのに対して、受給事業所では 5.2%と少ない（図表 3-3-5）。

図表 3-3-6 雇用調整の実施目的（雇用調整助成金の受給経験の有無別、複数回答）

(%)

	合計	まに一 で伴時 の的 間、な の予事 実想業 施回縮 復小	実見で事 施通か業 し分縮 がか小 つらが くない まいつ でがま	一な雇 環課用 と題面 しを て改中 実善長 施す期 的	なん とも いえ ない
雇用調整助成金受給経験あり(N=2,754)	100.0	39.5	50.5	5.2	4.8
雇用調整助成金受給経験なし(N=347)	100.0	25.4	36.0	26.2	12.4

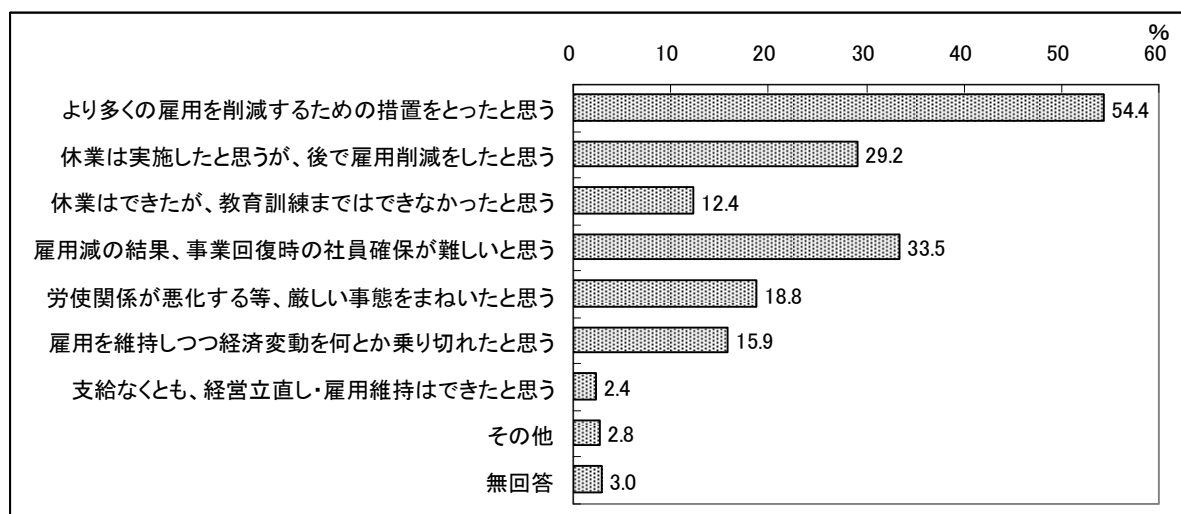
（注）平成 20 年（2008 年）～同 25 年（2013 年）に少なくともいずれかの年に「雇用調整を実施した」と回答した事業所について集計。複数回答のため、合計は 100 にならない。構成比は「無回答」を除いて計算した。なお、割合が 30%以上を示している区分に網掛けを施した。

第 4 節 雇用調整助成金の受給の効果

（１）事業所の主観的評価

雇用調整助成金を受給した効果について、まず、事業所がどのように考えているかをみることにしたい。これに関してもっとも的確な設問は、上述の第 2 章第 6 節の（１）でみたところであるが、問 15（「仮に雇用調整助成金の支給を受けられなかったとしたら、どのようになっていたと思われますか」）である。しかしながら、この設問は、調査設計上、問 10で「雇用調整助成金の支給を受けた」とした事業所のみが回答することとなっている。したがって、業務データに基づいて区分した受給事業所とは範囲が異なっていることには留意しなければならない。そのことを前提として、データを再掲すれば図表 3-4-1 のとおりである。雇用調整助成金の支給を受けられなかったとすると、少なくとも半数を超える事業所がより多くの雇用削減をする結果となったと回答している。また、「業績回復時に社員確保が困難」を挙げる事業所が 3 分の 1 程度あった。一方、雇用調整助成金がなくとも雇用維持しつつ「乗り切れた」とする事業所は、2 割を下回っている。

図表 3-4-1 仮に雇用調整助成金の支給を受けられなかった場合どうなっていたか
(複数回答)



(注) 平成 20 年 (2008 年) ～同 25 年 (2013 年) に少なくともいずれかの年に「雇用調整を実施した」と回答し、かつ、問 10 で「雇用調整助成金の支給を受けた」と回答した事業所について集計した (N=2,846)。複数回答のため、合計は 100 にならない。(図表 2-6-1 のデータの再掲)

次に、雇用調整助成金の「よい点」、「よくない点」を尋ねた結果を受給事業所、非受給事業所別にみてみよう、なお、受給・非受給事業所の別は、再び業務データに基づいて区分したものである。

「よい点」を尋ねた結果をみると、非受給事業所で無回答が多いことを念頭においた上で、「従業員を解雇せずにすむ」とする割合が受給事業所では 77.0%であるのに対して、非受給事業所では 21.0%にとどまっている。そのほか、「よい点」を挙げる割合は、受給事業所が非受給事業所をかなり上回っている。なお、よい点は「特にない」とする事業所は非受給事業所では 32.4%であるのに対して、受給事業所では 5.1%と少なくなっている。ほとんどの受給事業所は、雇用調整助成金の受給した結果を高く評価している (図表 3-4-8)。

図表 3-4-2 雇用調整助成金の「よい点」
(雇用調整助成金の受給経験の有無別、複数回答) (%)

	に従助 す業成 む員金 をの 解お 雇か せげ ずで	済い解 むう雇 雇コ、 用スマ お確ト 雇保な せ手し ず段と	活手 用続 しき や等 すが 簡便 で	訓く負 練な担 がくが 実休あ 施業ま で・り き教大 る育き	そ 他	特 に ない	無 回 答
雇用調整助成金受給経験あり(N=3,612)	77.0	29.1	13.8	28.9	1.7	5.1	5.1
雇用調整助成金受給経験なし(N=2,333)	21.0	8.8	3.8	9.0	2.5	32.4	36.0

「よくない点」を尋ねた結果をみると、無回答および「特にない」の割合が高いこともあって、各選択肢を挙げた割合が特に高いものはないが、受給事業所では「不正受給の温床になりやすい」(16.8%)や「非効率な企業を温存することになる」(10.2%)を挙げるところが相対的に多くなっている。雇用調整助成金の目的や機能に関してではなく、制度の副作用に対する懸念があげられているといえる。また、非受給事業所では「不正受給の温床になりやすい」(11.6%)とともに、「私の事業所が属している業種では活用しにくい」(11.6%)も比較的多く指摘されている。

図表3-4-3 雇用調整助成金の「よくない点」
(雇用調整助成金の受給経験の有無別、複数回答) (%)

	不 公 平 で あ る	助 成 金 が 特 定 業 種	用 意 さ れ た 業 種 に 属 し 活 用	私 の 事 業 所 が 属 し 活 用	産 業 構 造 の 転 換 を	存 非 効 率 な 企 業 を 温	な り 正 受 給 の 温 床 に	そ の 他	特 に な い	無 回 答
雇用調整助成金受給経験あり(N=3,612)	6.2	5.6	4.2	10.2	16.8	4.1	45.6	18.5		
雇用調整助成金受給経験なし(N=2,333)	8.5	11.6	2.4	6.3	11.6	2.7	33.0	38.6		

雇用調整助成金に関する要望を尋ねた結果もみておこう。受給事業所からは、「提出書類を減らして欲しい」(47.6%)、「経済情勢に合わせて臨機応変に要件緩和をして欲しい」(41.3%)、「要件をできるだけ緩和して欲しい」(33.6%)といった項目が多く指摘されている。いずれも、より活用しやすくなることを求める要望であり、この面からも雇用調整助成金が評価されていることが窺われる。非受給事業所では、半数が無回答であるので、各項目の指摘割合は小さいものの、受給事業所と同様、上記の3項目の指摘が相対的に多くなっているほか、「自社の事業の特性に応じたものにして欲しい」との指摘が12.0%あった(図表3-4-4)。

図表3-4-4 雇用調整助成金に関する要望
(雇用調整助成金の受給経験の有無別、複数回答) (%)

	欲 事 務 の 早 く し て	欲 提 出 書 類 を 減 ら し て	和 要 件 を 欲 し き る だ け 緩	を 臨 機 情 勢 に 合 わ せ て	速 や 変 更 等 の 周 知 を	し も 自 社 の 事 業 の 特 性 に	そ の 他	無 回 答
雇用調整助成金受給経験あり(N=3,612)	18.5	47.6	33.6	41.3	13.4	7.8	4.5	12.0
雇用調整助成金受給経験なし(N=2,333)	9.9	19.0	15.3	14.7	7.4	12.0	8.7	49.7

(2) 今後の雇用見通し

図表3-4-5は、今後の従業員数の見通しを受給・非受給の事業所別にみたものである。これによれば、受給事業所の中には調査時点で現に雇用調整助成金を受給中のところも含まれており、受給事業所の方が非受給事業所よりも減少方向の割合がわずかに高いきらいがみられるものの、「現状維持」(受給事業所：57.1%／非受給事業所：55.2%)や「増加する」(同15.8%／16.0%)などをはじめとして、両グループ間で大きな違いはみられないといえる。詳細な分析は、今後の課題としたいが、受給事業所の多くは、雇用調整助成金の受給後には、再び安定した雇用状況を取り戻していることが窺われる。

図表3-4-5 今後の従業員数の見通し(受給の有無別)

(%)

	合計	大幅に増加する	増加する	現状維持である	減少する	大幅に減少する	わからない	無回答
雇用調整助成金受給経験あり(N=3,612)	100.0	0.4	15.8	57.1	8.0	0.6	15.3	2.9
雇用調整助成金受給経験なし(N=2,333)	100.0	0.4	16.0	55.2	6.6	0.3	14.0	7.5

<コラム>事業所の廃止率の比較

厚生労働省より提供を受けた雇用保険適用事業所のデータを用いて、雇用調整助成金の受給事業所と非受給事業所の別に、事業所の廃止率を比較してみた（図表参照）。2008年4月時点に存在し、又はそれ以降に開設された適用事業所を対象として、それらの事業所が2013年1月末時点で廃止となっていた割合（廃止率）を試算したところ、受給事業所では8.1%、非受給事業所では19.0%となった。産業別にみても、雇用調整助成金の受給事業所の方が非受給事業所よりも低かった。この差が、雇用調整助成金の受給の有無のみによるものということとはできず、慎重な検討が求められるが、雇用調整助成金の雇用維持効果の一面を窺わせるデータではないかと考えられる。

※雇用保険適用事業所データでは、事業所の廃止に関しても記録・保管されている。もちろん事業所の廃止のすべてが、倒産などいわゆる廃業に当たるわけではないので留意が必要とされるが、事業所の廃止率が確認できる貴重なデータである。

<コラム>図表 事業所の廃止率（試算）
（雇用調整助成金の受給経験の有無別）

（%）

産業大分類	受給経験あり (N=148,700)	受給経験なし (N=2,355,452)
農業、林業	4.76	15.22
漁業	6.25	17.07
鉱業、採石業、砂利採取業	7.34	22.89
建設業	7.64	20.59
製造業	7.41	22.07
電気・ガス・熱供給・水道業	14.58	15.65
情報通信業	12.60	26.89
運輸業、郵便業	6.14	18.14
卸売業、小売業	8.48	20.32
金融業、保険業	9.77	18.71
不動産業、物品賃貸業	10.07	19.32
学術研究、専門・技術サービス	10.65	20.67
宿泊業、飲食サービス業	8.70	21.91
生活関連サービス業、娯楽業	7.18	18.55
教育、学習支援業	11.17	13.35
医療、福祉	2.96	9.90
複合サービス業	7.21	8.93
サービス業（他に分類されないもの）	11.34	18.11
分類不能の産業	15.29	22.64
合計	8.11	19.04

（注）雇用保険事業所データ（平成25年（2013年）1月時点のデータ）から試算。平成20年（2008年）4月時点で存在していた、又はそれ以降に起業した事業所について集計。廃止率は、2013年1月時点の状況に基づき計算。

第4章 まとめと若干の考察

以上で、今回の調査結果データの紹介を終えることとしたいが、ここで、簡単なまとめと若干の考察をしておきたい。

今回の事業所アンケート調査は、リーマン・ショック後の厳しい経済・雇用情勢の下で、政策の重要な柱であり、また、実際にも広範に活用され、そして、この間の雇用面の安定に大きな役割を果たしたとされる雇用調整助成金について、その活用の実態を整理するとともに、効果及び問題点を評価・検証するために基礎となる調査研究の一環として、実施されたものである。調査から得られたデータは、さらに今後、他の関連データとともに、詳細に分析されることとなるが、それを前提としながらも、前章までの調査結果の概観を通じて確認されたいいくつかの重要な点を整理すると、次のような点を挙げるができるように思われる。

- ①厚生労働省「労働経済動向調査」により雇用調整の実施状況を長期的に振り返って見たところ、今回の雇用調整は（第一次）石油危機の際のそれに匹敵する規模であったといえるが、それだけ今回のリーマン・ショックが経済活動に与えた影響の大きさが窺われる。調査でも、雇用調整助成金の受給事業所の4分の3がリーマン・ショック後に事業活動の大きな低下があったとしており、未受給事業所でも4割近くがそうした事業活動の低下があったとしている。また、その影響は、一部の産業分野を除き、広範な産業分野に及ぶとともに、タイムラグを伴いながら波及していったことが窺われており、長期にわたって雇用調整の実施が行われることにつながった。
- ②リーマン・ショック後の経済収縮からようやく立ち直りかけたとき、東日本大震災がわが国経済を襲い、再び厳しい状況に陥ったことも、今回の雇用調整過程を長期のものにした大きな要因であった。しかも、リーマン・ショック後には比較的軽微な影響にとどまっていた産業分野にも震災は大きな影響を与えた。その一方で、特に厳しい影響を受けた地域的に限定された一部の産業分野を別とすれば、震災の影響はその直後の時期的に集中した期間が中心であったこともあって、経済や雇用面への影響としてはリーマン・ショック後ほどの深さと広がり示されずに済んだ面もあった。
- ③このような長期にわたり雇用調整が実施される中であって雇用調整助成金が活用されたが、事業所ごとのその受給期間をみると、1年以内が4割強、1年超2年以内が4分の1とせいぜい2年以内が7割近くを占めており、多くの場合、メリハリの利いた活用が行われたことが窺われる。ただ一方で、3年を超えて受給した事業所も14%程度ある。多くが、リーマン・ショックと大震災との影響を二つながら受けた事業所であるとも思われるが、長期にわたり、ただ単に休業が実施されていたのであるとすれば、そのことの政策的意味は議論されてよいと思われる。
- ④素朴かつ単純なものではあるが、受給事業所と非受給事業所とを比較した結果からは、事

業活動面でより厳しい事業所において雇用調整助成金が活用されていることはもとより、余剰労働力の調整が受給事業所ではより労働時間削減に重点を置いてなされているのに対して、未受給事業所ではより人員数削減に重点を置いたものになっている傾向がみられており、雇用調整助成金の趣旨が活かされた活用と効果が確認された。また、非受給事業所では中長期的な課題への対応の一環として雇用調整が実施された事業所も少なくないのに対して、受給事業所では、そうした目的での実施は少なくなっている。

- ⑤今後の雇用見通しをみると、若干の違いはみられるものの、受給事業所と非受給事業所との間で大きな違いはみられず、「増加する」とする割合も遜色ない。多くの事業所では、雇用調整助成金を活用した雇用調整を通して、雇用面の定常性を取り戻していることが窺われる。また、それらは、結果として残存した事業所のみについていえるとの論点もあるが、受給事業所と非受給事業所との間で「廃止率」を試算して比較したところ、「廃止率」は受給事業所の方が低くなっており、必ずしもその論点は支持されないといえる。
- ⑥受給事業所は、雇用調整助成金の雇用維持効果を高く評価している。しかし一方で、その懸念される点も指摘している。ただし、その多くが「不正受給」や「非効率企業の温存」といった、活用の副作用に対する懸念であり、同時に、雇用調整助成金については、より機動的に一層活用しやすいものにするよう要望もされている。今後、指摘の副作用面への対応のあり方を検討、議論されることが望まれる。